

# 日光市屋外広告物条例に基づく許可申請について

平成21年4月1日から「日光市屋外広告物条例」(以下「条例」といいます。)を施行しました。日光市内に屋外広告物を表示又は設置する場合には、条例に基づく許可申請が必要となります。

## 1. 屋外広告物とは？

次の①～④のすべての要件を満たすものをいいます(屋外広告物法第2条第1項)。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

広告物の種類については、【広告物の種類及び解釈】(P9)を参照してください。

## 2. 禁止地域と許可地域

市内の国立公園内や県立自然公園内、主要な国道・鉄道の路線沿道などは、禁止地域に指定されており、一部の適用除外を除き広告物の掲出が厳しく規制されています。

禁止地域以外は許可地域に指定されていますが、広告物の掲出に当たっては、許可地域の区分ごとに定められている許可基準に適合させる必要があります。

詳しくは【日光市における屋外広告物の体系】(P10)を参照してください。

## 3. 自家用広告物

自家用広告物とは、自己の営業所等の敷地内に掲出する広告物のことをいい、掲出に当たっては、設置箇所の区分に応じ、条例施行規則・日光市景観計画により定められている許可基準に適合させる必要があります。

なお、自家用広告物については、同じ敷地内に掲出したすべての広告物の表示面積の合計が10㎡以内の場合には、許可が不要となります。ただし、許可が不要の場合であっても、許可基準に適合させる必要があります。

設置箇所	基準
許可地域内	【条例施行規則：別表第1】(P11～16)
禁止地域内	【条例施行規則：別表第2】(P17～21)
景観保全型広告整備地区内	【日光市景観計画第4章：屋外広告物の表示等に関する行為の制限】(P22～25)

※鉄道車両に表示される広告物には、【条例施行規則：別表第3】(P26)が適用されます。

## 4. 案内誘導看板

案内誘導看板とは、自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示又は設置する広告物のことをいいます。

禁止地域内	国等が公共的目的をもって表示又は設置する広告物を除き、野立広告物を認めていませんが、【条例施行規則第9条第9項に定める基準】(P26)に適合する案内誘導看板については、許可を受ければ表示又は設置することができます。
許可地域内	許可地域ごとの野立広告物の基準が適用されます。 なお、野立広告物は、表示面積に関わらず、許可申請が必要となります。

## 5. 許可申請の手続き

### (1) 新規の場合

市内に屋外広告物を新たに表示又は設置する場合は、許可申請の手続きが必要です。

日光市都市計画課の窓口まで関係書類（正副2部）を提出し、許可を受けてから表示又は設置に着手してください。

※ 申請書受付後、約10日で許可証票が交付となります。なお、許可証票の受取の際には、所定の許可申請手数料を納付してください。

※ 面積、高さなど表示又は設置の基準は、市内地域により細かく異なっています。

このため、申請に際しては、事前に設置箇所における許可基準を確認し、広告物の形状等に関する図面を作成の上、事前のご相談をお願いします。

※ 関係書類（正副2部）は、次のとおりです。

① 屋外広告物許可申請書（規則様式第1号）

② 添付書類

ア 広告物の形状等に関する図面

イ 表示又は設置の場所の位置図及び平面図

ウ 表示又は設置の場所の使用権を証する書面

（他人が所有する土地等に表示又は設置する場合）

エ 管理者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）

## (2) 更新の場合

許可には期間があり、広告物の種類によって異なります。期間満了後も引き続き広告物を表示又は設置する場合には、期間満了前に更新許可の手続きが必要です。

なお、更新対象者に対しては、期間満了の約2箇月前までに日光市都市計画課から「許可更新の案内」と「様式」を送付しますので、日光市都市計画課の窓口まで関係書類（正副2部）を提出してください。

※ 申請書受付後、約10日で許可証票が交付となります。なお、許可証票の受取の際には、所定の許可申請手数料を納付してください。

※ 関係書類（正副2部）は、次のとおりです。

① 屋外広告物更新許可申請書（規則様式第3号）

② 添付書類

ア 広告物又は掲出物件を撮影した写真（3箇月以内に撮影されたもの）

イ 屋外広告物の安全点検のセルフチェック票（提出は任意ですが、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。）

ウ その他（使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください。）

**※令和2年(2020年)10月1日から更新許可申請時における安全点検を制度化します。このため、同日以降に手続きをする場合は、添付書類が次のとおり変更となります。**

ア 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、「補修後に当該箇所を撮影した写真」の提出が併せて必要です。）

イ 屋外広告物安全点検報告書（規則様式第3号の2）

ウ 点検を行った者がその有資格者（屋外広告士など）であることを証する書面の写し

エ その他（使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください。）

### (3) 変更の場合

許可を受けた広告物を変更し、又は改造しようとするときは、変更許可の手続きが必要です。日光市都市計画課の窓口まで関係書類（正副2部）を提出し、許可を受けてから表示又は設置に着手してください。

※ 申請書受付後、約10日で許可証票が交付となります。なお、許可証票の受取の際には、所定の許可申請手数料を納付してください。

※ 面積、高さなど表示又は設置の基準は、市内地域により細かく異なっています。このため、申請に際しては、事前に設置箇所における許可基準を確認し、広告物の形状等に関する図面を作成の上、事前のご相談をお願いします。

※ 関係書類は、次のとおりです。

① 屋外広告物変更許可申請書（規則様式第4号）

② 添付書類

ア 広告物の形状等に関する図面

イ 表示又は設置の場所の位置図及び平面図

ウ 表示又は設置の場所の使用権を証する書面

（他人が所有する土地等に表示又は設置する場合）

エ 管理者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）

**※令和2年(2020年)10月1日から変更許可申請時における安全点検を制度化します。このため、同日以降に手続きをする場合は、添付書類が次のとおり変更となります。**

ア 広告物の形状等に関する図面

イ 表示又は設置の場所の位置図及び平面図

ウ 表示又は設置の場所の使用権を証する書面

（他人が所有する土地等に表示又は設置する場合）

エ 管理者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）

オ 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、「補修後に当該箇所を撮影した写真」の提出が併せて必要です。）

カ 屋外広告物安全点検報告書（規則様式第3号の2）

キ 点検を行った者がその有資格者（屋外広告士など）であることを証する書面の写し

### (4) 設置者の変更・広告物の除却の場合

屋外広告物の設置者の住所・氏名等を変更した場合は、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（規則様式第13号）を提出してください。

また、広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届出書（規則様式第8号）に除却後の場所の写真を添付して提出してください。

## 6. 更新 及び 変更の許可申請時における安全点検について

日光市内における屋外広告物の安全の確保を徹底するため、令和2年（2020年）2月に日光市屋外広告物条例施行規則を一部改正し、同年10月1日から、屋外広告物の更新及び変更の許可申請時における安全点検を制度化することとしました。

詳しくは、【屋外広告物の更新 及び 変更 の許可申請時における安全点検について】（P7～8）を参照ください。

## 7. 許可期間及び手数料

### (1) 許可期間

簡易な広告物であるはり紙、はり札等については最長で1ヶ月、簡易でない広告物については最長で3年となっています。

詳しくは、【条例施行規則：別表4】（P26）を参照してください。

なお、日光市では、毎年10月1日を統一した更新時期としているため、許可日から2年を経過した後の最初に到来する9月末日を許可期限としています。

### (2) 手数料

広告物の許可申請（新規・変更・更新）には、広告物の種類や表示面積に応じて手数料が必要です。

詳しくは【許可申請手数料】（P27）を参照してください。

## 8. 管理者の設置

良好な景観又は風致の維持や公衆に対する危害を防止するためには、広告物を常に良好な状態に保持する必要があります。

このため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにするため、簡易な広告物を除き、広告物の管理者を設置することを義務付けています。

### (1) 管理者の要件

- ① 都道府県や政令市、中核市などで行われる屋外広告物講習会を修了した者
- ② 屋外広告士
- ③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係る者

### (2) 管理者設置の届出

管理者を設置した場合又は管理者の氏名、住所等を変更した場合は、管理者の資格を証する書面（屋外広告士合格証書、屋外広告物講習会修了証明書等の写し）を添付し、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（様式第13号）を提出してください。

## 9. その他

屋外広告物については、日光市ホームページでも案内を行っています。  
また、許可申請書等の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

### ●屋外広告物について

ホーム > 市政情報 > まちづくり > 景観 > 屋外広告物

<http://www.city.nikko.lg.jp/toshikeikaku/gyousei/shisei/okugaikoukoku/index.html>

### ●様式について

ホーム > くらし・手続き > 申請書ダウンロード > 申請書-屋外広告物関係

<http://www.city.nikko.lg.jp/toshikeikaku/gyousei/download/okugaikoukoku/index.html>